

4月以降の新しい水道料金

佐世保市水道局では、令和8年4月、令和9年4月、令和10年4月の3段階で水道料金を改定します。使用期間に応じて、以下の料金表に基づいて計算し、2カ月に一度2カ月分の水道料金を請求します。なお、使用期間が1カ月に満たない場合は1カ月料金となります。
※1月臨時市議会で決定した「水道基本料金の減免」は、改めて広報させばなどでお知らせします。

① 使う水の量にかかわらず、基本料金がかかります。※2カ月あたりの料金(単価)、消費税抜き。

区分	改定年月日	現行	R8.4.1	R9.4.1	R10.4.1
基本料金	0mから10mまで	1,728円	2,030円	2,116円	2,204円
	10mを超え20mまで	2,968円	3,488円	3,636円	3,784円

② 水道の使用量が2カ月あたり20mを超えた場合は、1mにつき以下の超過料金がかかります。超過料金は、使用水量が増えるほど、単価が高くなります。

区分	改定年月日	現行	R8.4.1	R9.4.1	R10.4.1
超過料金 (1mにつき)	20mを超え40mまで	233円	274円	285円	297円
	40mを超え100mまで	253円	297円	310円	323円
	100mを超え200mまで	273円	321円	334円	348円
	200mを超え400mまで	302円	355円	370円	385円
	400mを超え1,000mまで	305円	358円	374円	389円
	1,000mを超え2,000mまで	309円	363円	379円	394円
	2,000mを超えるもの	312円	367円	382円	398円

水道料金改定日前後の料金の取り扱い

3月31日までの使用分については、料金改定前の旧料金(現行料金)で請求します。水道料金改定日である4月1日以降の使用分については、新料金で請求します。なお、改定日をまたぐ使用期間については、旧料金と新料金を日割りで計算します。
※検針月は、「検針票」または「ご使用水量のお知らせ」でご確認ください。
※下水道使用料は、現行の料金から変更ありません。

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
検針が 奇数月 の世帯	使用期間	1月中～3月中		3月中～5月中		5月中～7月中			
	検針月			3月検針		5月検針		7月検針	
	請求月				4月請求 (旧料金)		6月請求 (旧料金と新料金の 日割計算)		8月請求 (新料金)
検針が 偶数月 の世帯	使用期間	2月中～4月中			4月中～6月中				
	検針月				4月検針		6月検針		
	請求月					5月請求 (旧料金と新料金の 日割計算)		7月請求 (新料金)	
		3月31日までは旧料金で計算			4月1日からは新料金で計算				

④水道局経営企画課(料金の改定に関すること) ☎25-9707
④水道局営業課(料金の計算方法に関すること) ☎25-9669

狂犬病予防集合注射日程



生後91日以上飼育された犬は、毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。下記日程表の会場(どの会場でも接種できます)か、各動物病院で接種をお願いします。
※昨年と会場や時間を変更している会場がありますので、ご注意ください。
※荒天などによって集合注射を延期または中止する場合があります。

実施日	会場	時間
4月15日 (水)	江迎中央体育館(旧江迎地区コミュニティセンター)	9:20 ~ 9:50
	針尾地区コミュニティセンター	9:30 ~ 10:00
	鹿町町活性化センター	10:05 ~ 10:30
	江上地区コミュニティセンター	10:20 ~ 10:50
	長串公民館	10:45 ~ 11:00
	若竹台公民館	11:10 ~ 11:30
	4月16日 (木)	吉田乃館
三川内山公園		9:30 ~ 9:50
岩谷口地区集会所		10:00 ~ 10:20
花高第3公園		10:05 ~ 10:25
上直谷公民館		10:35 ~ 10:50
大岳台町公民館		10:50 ~ 11:10
4月19日 (日)	相浦地区コミュニティセンター	8:50 ~ 9:55
	崎辺地区コミュニティセンター	9:20 ~ 10:05
	早岐地区コミュニティセンター	9:20 ~ 10:25
	小佐々ふれあいセンター(旧漁村センター)	10:25 ~ 10:45
	日宇地区コミュニティセンター	10:25 ~ 11:05
	広田地区コミュニティセンター	10:40 ~ 11:40
	旧鹿町支所	11:10 ~ 11:40
	日宇地区コミュニティセンター 体育室(もみじが丘町)	11:20 ~ 11:45
	江迎地区文化会館インフィニタス	13:00 ~ 13:30

実施日	会場	時間
4月19日 (日)	北地区コミュニティセンター	13:20 ~ 13:40
	宮地区コミュニティセンター	13:30 ~ 14:10
	吉井健康館	13:45 ~ 14:10
	大野地区コミュニティセンター	13:55 ~ 14:30
	世知原地区コミュニティセンター	14:30 ~ 15:00
	三川内地区コミュニティセンター	14:35 ~ 15:20
	柚木地区コミュニティセンター	14:45 ~ 15:20
4月22日 (水)	浅子町公民館	9:20 ~ 9:35
	野崎町公民館	9:20 ~ 9:35
	小佐々町田原地区公民館	9:55 ~ 10:10
	船越町公民館	9:55 ~ 10:15
	小佐々町神崎地区公民館	10:30 ~ 10:45
4月23日 (木)	鹿子前町2組公民館	10:35 ~ 10:50
	愛宕地区コミュニティセンター	9:10 ~ 9:25
	山澄地区コミュニティセンター	9:50 ~ 10:25
	総合教育センター	10:40 ~ 11:00
	黒島港	14:00 ~ 14:20
5月10日 (日)	黒島支所	14:30 ~ 14:50
	高島港	16:10 ~ 16:25
	宇久行政センター	13:40 ~ 14:40
	本飯良公民館	15:10 ~ 15:30
※5月10日(日)にフェリーが欠航した場合、5月17日(日)に延期します。		

- 上記会場での料金は3,500円(注射済票交付手数料550円+技術料2,950円)の予定です。動物病院での料金は各動物病院にお尋ねください。
- 上記会場または、本市と狂犬病予防注射済票の交付委託契約を結んだ動物病院では注射済票が交付されます。
※対象の動物病院は市HPをご覧ください。
- それ以外の動物病院で注射を受けた場合は、狂犬病予防注射証明書と手数料550円を添えて動物愛護センターまたは生活衛生課で注射済票の交付を受けてください(集合注射会場では、証明書による注射済票の交付はできません)。

- 予防注射が初めての犬は登録が必要ですので、上記会場または委託契約を結んだ動物病院で登録と併せて注射を受けてください(登録料3,000円)。
- 本市以外で登録が済んでいる犬は、注射前に動物愛護センターか生活衛生課で「犬の転入届」を済ませてください(上記会場や動物病院では手続きできません)。
- 予防注射の際に犬の健康状態に不安がある場合は注射会場か、かかりつけの獣医師に相談してください。



動物愛護センターHP
(狂犬病予防注射)

④動物愛護センター ☎42-3300、生活衛生課 ☎24-1111